別表第十一

Ⅰ　定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1　リスク計測モデル　保険会社が作成し、使用する最低保証リスク相当額を算出する方法をいう。

2　バック・テスティング　代替的方式により計算したリスク相当額と、保有契約の残存期間に対応した過去の運用実績に基づき計算したリスク相当額との比較結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検証を行うことをいう。

3　ストレス・テスト　リスク計測モデルについて、仮定する将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

4　ポートフォリオ　1又は2以上の取引及び資産の集合をいう。

5　イベント・リスク　例外的な事態が生じた場合に発生しうる危険をいう。

6　ヘッジ　市場の価格変動によって生じうる損失を減少させることを目的としたデリバティブ取引を行うことをいう。

Ⅱ　最低保証リスク相当額の算出

1　標準的方式

⑴　最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。

イ　資産価格下落後の責任準備金の額（原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次の①から④までに定める手順に基づき算出した額をいう。）

①　次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第十三の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額（別表第十三によりリスクヘッジの有効性が確認できたものに限る。）を控除した残額に、次の表に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額を算出する。

リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2％
外貨建債券・外貨建貸付金等	1％
不動産（国内土地）	10%
金地金	25%
商品有価証券	1％
為替リスクを含むもの	10%

②　上記①に掲げる額から、その額に次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額を控除する。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{8}\sum_{j=1}^{8} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{8} X_i \delta_i}$$

X　リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産に係るリスク対象資産相当額が、すべてのリスク対象資産についてリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

δ　上記①に掲げる下落率

ρ_{ij}　次の表に掲げるリスク対象資産ｉとｊの下落率の相関係数

ρ_{ij}		リスク対象資産 j							
		1　国内株式	2　外国株式	3　邦貨建債券	4　外貨建債券・外貨建貸付金等	5　不動産	6　金地金	7　商品有価証券	8　為替リスクを含むもの
リスク対象資産 i	1　国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2　外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3　邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	△0.25	1.00	0.00
	4　外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	△0.25	0.50	0.00
	5　不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.25	0.00
	6　金地金	0.00	0.00	△0.25	△0.25	0.00	1.00	△0.25	0.00
	7　商品有価証券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	△0.25	1.00	0.00
	8　為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

③　上記②により算出した額を特別勘定資産の額の合計額で除した率を算出する。

④　上記③により算出した率に基づき資産下落が生じたとした場合の、一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額を算出する。

ロ　法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に基づき算出された一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額

⑵　最低保証に係る責任準備金の変動をヘッジするための取引を一般勘定において実施した場合には、当該リスクヘッジの対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定のリスク対象資産の額までに限り、価格変動等リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を反映することができる。ただし、その場合には、最低保証リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を重複してはならない。

⑶　平成17年3月以前に締結した契約又は連結保険子法人等（外国保険業者に限る。）の有する保険契約であって⑴の方法により計算することが困難な保険契約については、次に掲げる区分に応じてリスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額とすることができる。

区　分	リスク対象金額	リスク係数
最低死亡保険金保証	最低死亡保険金額（ただし、一時払い以外の変額年金保険契約で最低死亡保険金額が定められている場合又は変額保険契約の場合には、保険料の払込回数や経過年数等に応じ、その時点で必要となる金額（以下「予定責任準備金」という。））	0.02
最低年金原資保証	最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合には、予定責任準備金とする。）	0.02